

令和3年12月1日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合
業務課 052-211-2439

令和3年度「健康保険被扶養者の資格確認」の取扱いについて

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、適正な保険給付と高齢者医療制度に係る納付金・支援金の適正な負担のために毎年「被扶養者の資格確認」を行っています。

今年度の資格確認は、確認対象者を令和3年4月1日時点で18歳以上の方へ変更し実施させていただくことといたしました。

また、資格確認業務を(株)大和総研へ委託いたします。令和4年1月下旬、当組合から事業主様へ被保険者様宛の確認調書をお送りいたします。該当の被保険者様へお渡しくださいますようお願いいたします。なお、確認調書は被保険者様から委託業者へ直接ご提出いただくこととなります。

詳細につきましては、後日ご案内いたします。

事業主様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご不明な点につきましては、当組合業務課までお問い合わせください。